

平成20年度 国立大学法人愛媛大学 年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

① 学士課程教育の成果に関する具体的目標の設定

- 1) 「愛媛大学憲章」に謳う「学生中心の大学作り」を推進する。
- 2) 「愛媛大学教育・学生支援機構」(以下、「教育機構」という。)と各学部教育コーディネーターとの連携を強化し、入学時から共通教育を経て専門教育修了までの一貫した支援体制の構築を図る。

② 大学院課程教育の成果に関する具体的目標の設定

- 1) 大学院生のリーダーシップ力養成のために、大学院生に個別対応する「院生サポートデスク(仮称)」を設置する。
- 2) 各研究科において大学院教育の実質化を図るための取組を行う。

③ 教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

卒業予定者、卒業生及び企業からの声を集約し、その経年的傾向、現代的ニーズを分析する。

④ 学生収容定員

- 1) 大学院において、専門職型の教育コースについて検討するとともに、大学院の整備計画の中で、生命環境科学独立研究科(仮称)の設置について検討する。
- 2) 緊急医師確保対策に基づき、医学部医学科の定員増について検討する。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

① アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

1) アドミッション・ポリシーの確立と入学者選抜の改善

- a. 各学部のディプロマ・ポリシー、カリキュラムとの整合性の観点からアドミッション・ポリシーを再点検する。
- b. アドミッションセンターと入試課において全学的な入試に関する広報・相談体制の充実を図る。
- c. AO入試等による入学予定者に対する入学前予備教育の充実を図る。
- d. 各学部の特別選抜を見直し、AO入試を充実するための体制を整備する。
- e. 編入学制度の質的充実を図る。

2) 高校サイドとの意思疎通

- a. 高大連携協力協議会、高校進学指導担当者との意見交換を高大連携、入学者選抜方法の改善に反映させる。
- b. 本学に対する理解を促進するために、オープンキャンパス等で本学を訪問した高校生に対するプログラムを充実させる。
- c. 農学部附属農業高等学校を改編した愛媛大学附属高等学校との高大連携を促進する。

3) 社会人、留学生の受け入れ

- a. 海外教育研究機関との交流協定の締結や見直しを戦略的に実施するとともに、質の高い留学生受け入れのための条件整備を進める。
- b. 単位化を含めた日本語教育プログラムの検討を推進するとともに、日本ビジネス教育、日本語教員養成に係るプログラムを実施する。
- c. 「再チャレンジ支援プログラム」に基づき、リカレント、リフレッシュ教育を推進する。
- d. 本学卒業生優遇制度により、学び直しを支援する。

② 教育課程，教育方法，成績評価等に関する目標を達成するための措置

(i) 学士課程

1) カリキュラムの改善

- a. 平成19年度にパイロット授業として導入した数学のリメディアル教育を本格実施する。
- b. 平成18年度に導入した現行の共通教育カリキュラムの成果に係る検証を開始し、教養科目、基礎科目に関する必要な改善を検討する。
- c. 「日本語ラーニング科目検討専門委員会」を設置し、日本語による読解力・表現能力を高めるための日本語ラーニングの在り方を検討する。
- d. 学士課程の英語教育の到達目標及びその評価方法を明確にするための統一基準（Can-Do リスト）を作成する。
- e. 在学期間を通じて継続的に英語力の向上が可能な副専攻型カリキュラムを開発する。
- f. 共通教育において、自然科学実験を組み込んだ体験型授業「科学リテラシー科目」の導入・実施に向けた検討を本格化する。
- g. これまでに実施した創生授業の検証を行い、アクティブラーニングの実施体制の整備に努める。
- h. 共通教育，専門教育においてディプロマ・ポリシーに基づいたカリキュラム・チェックを行うとともに、科目間の相互関連を明確にする。
- i. 教職科目，副専攻型科目など学部横断的な専門科目を企画するチームを「教育機構」内に設置する。
- j. 「教職科目検討専門委員会」は，教育職員免許法の改正に対応した教職科目の在り方に関する提言を行い，それに基づいた実施準備を行う。
- k. キャリア教育に関わる資格取得のための授業科目の新設や資格試験受験に対する支援の導入について検討する。
- l. 平成19年度の「大学コンソーシアムえひめ」設置にあわせて，これまで中予地区の大学間連携で実施してきたインターンシップにおける問題点・改善点を検討する。

2) シラバスの改善

各学部においてディプロマ・ポリシー，カリキュラム・チェックリストを完成させ，授業科目ごとに到達目標を明確にしたシラバスの整備を図る。

3) 少人数教育や対話型教育の推進

- a. すでに実施している少人数学生参加型授業について，引き続き教授法等の改善に努める。
- b. 各英語科目において，授業形態と授業内容にふさわしい教材と評価方法を開発する。

- c. 平成19年度に決定した「今後のTA活用のありかたについて」に基づき、TAを効果的に活用した授業を実施する。
 - d. 共通教育において計画中の体験型授業「科学リテラシー科目」の具体案を策定する。
- 4) 情報化時代に即応する高度な教育手法の開発と実践
- a. 図書館利用ガイダンス及びオリエンテーションを実施するとともに、高度な情報検索技術に関する支援をさらに充実する。
 - b. 総合情報メディアセンターを中心とした情報リテラシー教育を充実させるとともに、e-Learningシステムによる授業進捗度管理を行い、教材作成等にフィードバックする体制を構築する。
 - c. 総合情報メディアセンターと理工学研究科において、「大学連合による計算科学の最先端人材育成プログラム」を実施する。
- 5) 単位制の実質化
- a. 共通教育及び専門教育において、適正な授業時間外学習の設定の在り方とシラバスへの記入方法を検討する。
 - b. 教育学生支援会議において、履修単位の上限設定に関する全学共通の指針を決定する。
- 6) 成績評価基準
- 各授業科目の到達目標に対応した適正な成績評価法を開発する。
- 7) 教育設計のための基礎資料
- 入学者の学習歴、大学での履修状況、卒業後の進路状況及び活動状況等を総合的に把握するための教務事務システムの活用法を検討する。
- (ii) 大学院課程
- 1) カリキュラム編成と授業内容
- a. 学士課程教育との接続性を向上させるために、各研究科のカリキュラムにおいて、コースワークの中に基礎科目、コア科目等を設置する。
 - b. 一人の教員が複数研究科で授業及び副研究指導を担当できる制度を検討する。
 - c. コースワークの充実を通じて、高度職業人あるいは研究者として身につけておくべき基礎技能・知識を習得する機会を設ける。
 - d. 平成21年の設置に向けて理工学研究科専門職型特別コースの準備を進める。
- 2) 授業形態、学習指導法等の教育方法
- a. 各研究科において、主・副指導教員による複数指導体制を検証し、改善を図る。
 - b. 基礎科目、コア科目の設定、個々の学生の多様な活動を単位化する仕組みの導入等によってコースワークの充実を図る。
- 3) 成績評価
- a. 各授業科目の到達目標に対応した適正な成績評価法を開発する。
 - b. 学内他研究科及び他大学の教員による博士論文審査への参加事例を増やす。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

① 適切な教職員の配置等に関する具体的方策

1) 教員組織の編成方策

- a. 全学に配置した教育コーディネーターを中核に全学的な方針に沿って教育改革を推進する。
- b. 男女共同参画推進のための宣言と提言を学内外に公表し、啓発を行うとともに、教員採用公募では、女性教員の拡大策についてのポジティブアクションを示し、積極的な採用を推進する。
- c. 任期付きポストの導入を推進するとともに、再任審査においては、教員の教育研究活動について評価基準に基づき適正に評価する。

2) 教育内容の検討を行うための組織体制

教育学生支援会議において、全学的な教育課題について審議し、共通教育及び専門教育の質の向上に努める。

3) 教育支援者の配置方策

- a. 「教育機構」の機能強化を図り、新たな教育課題に柔軟に対処する。
- b. 本学のTA活用のありかたに基づき、TAの効果的運用を図るとともに、TA研修会やTAワークショップを充実させる。
- c. 技術系職員の定年退職者増加に伴い、再雇用職員の活用を含めた技術系職員の教育研究支援体制について検討する。

② 教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

1) 講義等に必要な施設・設備の整備・活用方策

- a. 改善計画の再検証を行うとともに、年次計画に沿って教育研究環境の改善を図る。
- b. IT機器・視聴覚機器の計画的な整備を行うとともに、全学的な教材コンテンツ作成体制の構築を行う。
- c. 学生用図書選定の仕組みを見直し、学生用図書を充実させる。

③ 教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

1) 自己点検・評価の実施と評価結果のフィードバック

- a. 大学評価・学位授与機構が構築した大学情報データベースの内容を踏まえ、本学ウェブサイトに掲載している「愛媛大学統計情報」を見直す。
- b. 第1回部局個人評価の評価結果の集計・分析に基づき、「教員の総合的業績評価」の問題点を検討する。

2) 学生による授業評価等の実施方策

FDの一環として授業コンサルティング、カリキュラム・コンサルティングを充実させ、学生へのヒアリングを実施し、教育改善の手法として定着させる。

3) 教育の成果に関する評価についての研究開発

各授業科目の到達目標に対応した適正な成績評価法を開発する。

4) 教員の教育能力の評価システムの確立と顕彰・処遇システムの整備

教育改革を推進する教育コーディネーターを活動実績により、勤勉手当等において優遇する。

④ 教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策

- 1) 教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDの実施体制の整備
 - a. 愛媛大学のFD理念に基づいて、授業の改善、カリキュラムの改善及び組織の整備・改革等においてFD活動を展開する。
 - b. 「愛大GPシンポジウム」、「教育コーディネータ研修会」を継続するとともに、その改善点などを検討する。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

① 学修支援、生活相談、就職支援等に関する具体的方策

- 1) 改修が完了した「学生サービスステーション」(図書館1階)、「キャリア支援オフィス(仮称)」(旧第1学生サービスセンター)を中心に、学修支援、生活相談、就職支援等の学生支援機能の充実を図る。
- 2) 各学部の学生生活担当教員と学生支援センター教員、学生支援課職員との連携を強化して学生支援を行う。
- 3) 学生支援センター教員と学部教員が連携して不適応学生の早期発見に努め、個別に支援する。
- 4) 障害者修学支援委員会において、様々な障害をもつ学生の受け入れについて、現行の事務体制、施設の状況等に関する課題を検討する。
- 5) 人権侵害に関する研修会を定期的に開催し、教職員・学生の意識向上を図るとともに、指針等について適宜見直しを行い、人権侵害の防止と迅速な対応に努める。
- 6) 各学部の相談窓口と「総合健康センター」、「学生支援センター」、「人権問題相談員連絡協議会」との連携によるこれまでの取組を分析し、学生に対する精神的・心理的ケアを充実する。
- 7) 各学部に自主学習のためのスペースを拡充し整備する。
- 8) 新しいキャリア教育の理念に基づいて、進路指導、就職支援等を包括したキャリア教育の具体案を検討する。
- 9) 従来の教職員向け研修会・講演会を継続するとともに、その内容の充実を図る。

② 社会人・留学生等に対する配慮 など

- 1) 留学生の一貫した指導体制を充実するとともに、留学生ネットワークの構築を図る。
- 2) 留学生の住環境、生活環境及び就学環境の整備・改善を行う。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

① 目指すべき研究の方向性

- 1) 学術研究委員会と研究コーディネーターの連携の実質化を図り、基礎研究推進のための体制を強化する。
- 2) ステップアップ方式による育成を図るため、厳正な研究評価を基礎として、研究開発支援経費(COE育成支援研究、特別推進研究、萌芽的研究)の重点配分を行う。
- 3) 平成19年度に新設した「東アジア古代鉄文化研究センター」、「宇宙進化研究センター」

の研究活動を推進する。

- 4) 愛媛県、宇和島市及び愛南町と協力して「南予水産研究センター」を設置し、全学体制で南予活性化を支援する。

② 大学として重点的に取り組む領域

- 1) 「地域創成研究センター」、「防災情報研究センター」を中核として、地域対応研究プロジェクト・調査研究を推進する。
- 2) グローバルCOEプログラム「化学物質の環境科学教育研究拠点」形成を軸として環境学研究の一層の充実を図る。
- 3) 無細胞タンパク質合成技術の応用を図る生命科学分野の研究を推進し、大学コンソーシアム「愛媛プロテオ科学アカデミー」の充実を図る。
- 4) 「沿岸環境科学研究センター」、「地球深部ダイナミクス研究センター」、「無細胞生命科学工学研究センター」の研究活動を一層推進する。

③ 成果の社会への還元に関する具体的方策

- 1) 本学を拠点としたグローバルレベルの研究成果の公開を支援する。また、地方公共団体、地元企業等と連携し、シンポジウム、公開講座等の開催を通して、研究成果の地域への還元を積極的に行う。
- 2) 研究成果のホームページでの公表を全学的に充実させるとともに、研究成果の報告会を東京サテライト等において開催する。
- 3) 「技術者倫理」及び「知的財産権」に関する講義の充実を図るとともに、実務を中心とした「知的財産セミナー」の充実を図る。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

① 適切な研究者等の配置に関する具体的方策

- 1) 大学の重点課題に沿って推進している研究分野に学長裁量定員を確保し、任期付きで研究者を戦略的に配置する。
- 2) 教育と研究にそれぞれコーディネーターを配置し、教員の役割分担を推進するとともに、研究重点型と位置付けている先端研究センター教員の研究を支援する。
- 3) 国内外派遣研究員制度による派遣及び国内外客員研究員の受入を促進する。
- 4) 学術研究委員会と研究コーディネーターのイニシアティブにより、学術振興会特別研究員等への応募と受入れを奨励し、アクティビティが高い若手研究者の育成を図る。

② 研究資金の配分システムに関する具体的方策

- 1) 学長裁量経費により、資金を投入した研究について研究実績の調査を行い、研究評価システムの充実を図る。
- 2) 「研究開発支援」、「産業技術シーズ育成支援」、「地域連携プロジェクト支援」の各制度に基づく研究事業に学長裁量経費を投入する。
- 3) 全学的組織として設置した学術研究委員会、各学部学術研究委員会及び研究コーディネーターの協働により、研究資源の開拓や外部資金の導入を促進する。

③ 研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

- 1) 施設マネジメント委員会において、施設有効活用方針及び施設有効活用整備計画を再検

証するとともに、計画的に既存施設の有効活用を図るため、既存施設の再構築を推進する。

- 2) 設備整備に関するマスタープランに基づき、設備の維持、更新を計画的に実施するとともに、大学基盤整備費によりインフラ整備を行う。
- 3) 設備整備に関するマスタープランに基づき、総合科学研究支援センターによる研究支援の諸機能の一元管理、共同利用体制の充実を図る。
- 4) 間接経費の投入により、電子ジャーナルの充実を図る。
- 5) 二次情報データベースの SCOPUS 及び SciFinder の導入を継続するとともに、学術文献情報データベースの導入を推進する。

④ 知的財産の創出、取得、管理及び活用のための具体的方策

「知的財産本部」に配置した専任教員、四国 TLO からの客員教授やコーディネーターを軸に、知的財産の技術移転を行う体制の強化を図る。

⑤ 研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

- 1) 第 1 回部局個人評価の評価結果の集計・分析に基づき、「教員の総合的業績評価」の問題点を検討する。
- 2) 科学研究費補助金の応募状況、採択状況に基づき「科研インセンティブ経費」を設けるなど、優れた研究者等に対して、研究費を傾斜配分する。
- 3) 研究開発支援経費等による研究についてのシンポジウムを開催し、研究成果を学内外に広く公開し、社会的評価を受ける。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

① 地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策

- 1) 地域活性化に取り組むため、愛媛県、松山市、東温市、愛南町等と連携して、政策形成や地域の課題解決に参画する。
- 2) 愛媛県と連携して医師不足対策に取り組むとともに、地域医療学の連携講座設置について検討する。
- 3) 四国中央市、今治市、宇和島市との連携協定に基づき設置したサテライトを窓口として地域課題を収集し、その解決に取り組む。
- 4) 「防災情報研究センター」において、防災に関する国、地方公共団体、地域からの要望に広く対応するとともに、特に地域における防災リーダーの育成に努める。
- 5) 「地域創成研究センター」において、地域の文化資源等の発掘・保全・活用に関する研究調査を支援するとともに、「サテライト分室 mit」を通じた地域連携活動を広く展開する。
- 6) 「生涯学習室」を設置し、愛媛大学の生涯学習を充実させる方策を検討する。
- 7) 引き続き愛媛県内各市町村史を中心とした地域資料の収集と公開を行う。
- 8) 「総合科学研究支援センター」を中心に、地域社会と連携した研究を推進する。
- 9) 「愛媛大学ユニバーシティ・ミュージアム（仮称）」において、学術研究の成果を社会に広く紹介する情報発信機能、市民参画型の双方向的な社会教育機能の具体案を検討する。
- 10) 地方公共団体、関連病院、企業、金融機関等との連携協定に基づき、地域支援情報ネットワークを充実させる。

② 産官学連携の推進に関する具体的方策

- 1) 「産業科学技術支援センター」が中心となり四国TLOと連携し、国内外の民間企業に対する技術指導・技術移転及び共同研究・受託事業を推進する。
- 2) 行政機関等からの客員教授及び派遣職員の協力を得て、産官学の連携交流を推進する。
- 3) 「利益相反管理規程」の教員への周知を徹底し、社会連携を推進する。

③ 他大学等との連携・支援に関する具体的方策

「大学コンソーシアムえひめ」の構成大学が連携して、「共同授業」、「留学生日本語教育」、「インターンシップ」、「大学ガイダンス・セミナー」等を実施する。

④ 留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策

- 1) 他部局との連携のもとに、学術交流及び留学生交流推進体制の構築を推進し、「国際交流センター」の機能を強化する。
- 2) 海外留学・研修に関する方針の全学的な導入と戦略化を図り、留学支援を充実する。
- 3) 国際交流センター、英語教育センターが連携して、共通教育棟本館2階「多文化交流ゾーン」の機能、デザインを検討するとともに、国際交流の実質化と質的向上を促進する。
- 4) 校友会（同窓会）の国内、海外支部活動の充実を図るための支援を行い、帰国後のフォローアップ体制を整備する。

⑤ 教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

- 1) 国際共同研究・調査を推進するための支援体制を充実・強化するとともに、実績の集積、成果報告会などの開催による国際研究活動の資源化・共有化を図る。
- 2) 学長裁量経費（学会・シンポジウム等支援経費）により、国際会議・研究集会の開催を支援する。
- 3) 若手研究者、大学院生の国際学会・研究集会への参加に対して、研究科等において財政支援を行う。
- 4) 学術交流活動に関する情報収集を促進し、外国人研究者、技術者、職員の受け入れ体制を全学的に支援する。
- 5) 先端研究センターにおいて、任期付き教員、客員教授として外国人研究者を配置する。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

① 管理運営体制の整備に関する具体的方策

- 1) 管理運営体制の強化に努めるため、「病院運営企画会議」をさらに充実する。
- 2) 薬剤管理指導に基づき、返品医薬品の管理体制を強化する。
- 3) 7：1看護体制を確立し適正配置に努めるとともに、看護職員の職務満足度を高め離職率の抑制に努める。

② 医療サービスの向上に関する具体的方策

- 1) 附属病院自己点検・評価委員会において、中央診療施設の中間評価を実施する。
- 2) 顎骨再生医療、抗加齢皮膚科ドック、人間ドックの実施及びインプラント専用治療室の設置について検討する。
- 3) 再生医療研究センターの再生医療・細胞治療及び造血細胞移植センターの機能を充実する。

- 4) 肝胆膵センター（仮称）の設置を検討する。
- 5) 脳卒中・循環器病センターの機能を充実させる。
- 6) 前年度のアンケート調査結果に基づき、附属病院のアメニティの整備を検討する。
- 7) 附属病院自己点検・評価委員会において、各診療科ごとの外来診療体制及び入院サポート体制の評価項目等について検討を開始する。
- 8) 近隣病院との退院支援等の連携充実を図る。
- 9) 市内デパート内に設置した「あいナビステーション」を通じて、地域住民を対象とした健康に関するイベントを開催し、活動を充実させる。

③ 安全管理体制の整備に関する具体的方策

- 1) 医療安全管理部会において、安全管理体制について引き続き検討する。
- 2) 作成した対応マニュアルに基づき、病院全職員を対象とした防犯訓練を実施する。

④ 経営の効率化に関する具体的方策

- 1) 短期手術室の運用見直しにより、手術件数の増加を図り、増収に努める。
- 2) 臨床研究倫理委員会委員の教育プログラムを策定する。
- 3) 治験依頼者に愛媛大学医学部附属病院治験ネットワークを紹介し、臨床試験業務を拡充する。

⑤ 教育・研修等の質的向上に関する具体的方策

- 1) 新カリキュラムでの実習効果やシミュレータを用いた実習の効果について、臨床系分野・中央診療施設等と学生を対象としたヒアリング（又はアンケート）による評価を行うとともに、前年度に策定した卒前教育の評価指標により、学習効果を評価する。
- 2) 選択制により専門性の高い「がんプロフェッショナル養成プログラム」を実施する。
- 3) 看護師の卒前教育充実のために臨地実習指導体制の確立を目指した新カリキュラムを検討し、臨地実習担当者コアスタッフ研修会を開催する。
- 4) 歯科衛生士3年制に向けて、実習体制などを検討するとともに、薬学6年生実務実習に向けた実習体制を整備する。
- 5) 総合臨床研修センターと連携し、退職医師、離職医師及びマドンナドクター（女性医師の復職支援）のリフレッシュ教育体制を充実する。
- 6) 薬剤師のがん研修及び薬学6年制の新カリキュラムに対応した生涯研修を推進する。

⑥ 研究成果の診療への反映及び先端医療の導入に関する具体的方策

- 1) 医学系研究科に設置した「再生医療研究センター」と「先進医療推進委員会」（仮称）が連携し、先端医療の開発・導入の推進に努める。
- 2) 「先進医療連携協議会」により、地域医療機関との先進医療技術の共有化を推進する。
- 3) がん診療連携拠点病院と連携を図り、がん治療の高度化に努める。

⑦ 地域貢献に関する具体的方策

愛媛県保健医療対策協議会を中心に、地域医療人の養成を推進する。

（3）附属学校に関する目標を達成するための措置

① 大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策

- 1) 附属教育実践センターと愛媛県教育研究協議会等との連携協力に基づき、学校教育の実践的研究を推進する。
 - 2) 学部及び附属教育実践センターと連携しながら、地域社会における拠点としての教育研究の発信を行う。
- ② 学校運営の改善に関する具体的方策
前年度の結果に基づき、内部評価と外部評価のシステムを改善し、学校運営への反映を図る。
- ③ 附属学校の目標を達成するための入学者選抜の改善に関する具体的方策
「入試制度検討委員会」において改訂・実施した入学試験・入学選考・入園選考について評価・検証を行う。
- ④ 公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策など
- 1) 愛媛県教育委員会と愛媛大学との人事交流を円滑に推進するために、問題点について検討する。
 - 2) 愛媛県教育委員会及び松山市教育委員会等地域教育委員会との連携に基づき、10 年及び 5 年教職経験者研修及び各種教員研修に参画する。
- Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置
- 1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置
- (1) 運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策
委員会の活動状況等に基づき、委員会の統廃合等について検討し、整備する。
 - (2) 教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策
「職員人事・人材育成ビジョン」に基づいた職員研修を実施することにより、人材を育成し企画立案部門の充実を図る。
 - (3) 全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策
研究拠点の形成と萌芽的研究の重点的育成を推進するため、戦略的な学内資源配分を行うとともに、研究実績を評価する。
 - (4) 学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策
新たに設置したセンターに、学外研究者・実務家を積極的に受け入れ、地域社会のニーズに対応した教育研究及び社会貢献を実施する。
 - (5) 内部監査機能の充実に関する具体的方策
内部統制機能が効果的かつ継続的に実施されているかを検証し、不正や誤謬等が発生しにくい仕組みを提案する。
- 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置
- (1) 教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策
設置後 10 年目の先端研究センターにおいて、中期目標の達成状況、研究成果の評価に基づき、研究組織の在り方について検討する。

(2) 教育研究組織の見直しの方向性など

- ① 弾力的な役割分担を推進し、全学に配置した教育と研究のコーディネーターを中心に、人的資源を活用し、教育研究等の活性化を図る。
- ② 認証評価機関からの改善を要する事項の指摘について、担当理事を中心に教育研究活動を改善するとともに、中期目標期間終了時の評価に全学体制で主体的に取り組む。
- ③ 大学院において、社会の要請に対応した専門職型の教育コースについて検討する。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

(1) 人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

- ① 第1回部局個人評価の評価結果の集計・分析に基づき、「教員の総合的業績評価」の問題点を検討する。
- ② 事務系職員の新人事評価を本格実施し、その評価結果を処遇等へ反映させるとともに、契約職員及び再雇用職員の評価について検討する。

(2) 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

- ① 新たに設置する研究センターについては、全学が協力して人員を配置する。
- ② 中期計画に沿った教員人事の適正化を図るために、教員選考の基本方針の見直しを行う。

(3) 任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策

- ① 「愛媛大学教員選考に関する規程」及び「同実施細則」に基づき、教員の公募採用に努める。
- ② 学術研究委員会人材育成専門委員会において、助教以外の新規採用教員についても任期制の適用を検討する。

(4) 外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策

女性教員の採用促進のための職業生活と家庭生活との両立支援策として、育児・介護費用を負担する職員への経済的な支援及び重信事業場以外の事業場への保育所の設置等について検討する。

(5) 事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

- ① 「愛媛大学事務職員等選考採用実施方針」に基づき、高度な専門的知識を有する民間等経験者の採用を推進する。
- ② 「職員人事・人材育成ビジョン」に基づき計画的・合理的な人事ローテーションシステムを検討し、若手職員の人材育成を推進する。
- ③ 「職員人事・人材育成ビジョン」に基づき資質向上のための研修を実施し計画的な人材育成を推進するとともに、研修講師を学内で育成する。
- ④ 研究支援等に係る研修の充実を図るとともに、研究支援に関する外部研修等に積極的に参加させ、研修成果を研究支援に反映させる。
- ⑤ 国、地方公共団体、企業等からの人材の受け入れを推進し、研究支援職員等を養成する。
- ⑥ 民間等経験者の採用及び県、市、他の国立大学法人等との人事交流を引き続き推進する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

(1) 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策

- ① 「職員人事・人材育成ビジョン」及び人件費削減計画等に基づき、城北地区教務事務の集中化をはじめとした組織の改編及び業務の改善・合理化を推進する。
- ② 「中・四国地区国立大学法人理事・事務局長会議」の下、職員採用試験及び職員研修を継続的に実施する。
- ③ 業務・システム等に係る刷新可能システムに対する最適化計画を策定し、順次導入を行うとともに、全学認証基盤（利用者認証システム）の導入を行う。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

(1) 科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策

- ① 科学研究費補助金、各種助成金等の公募奨励を図るシステムを一層改善し、ブラッシュアップ体制を強化する。
- ② 昨年度と同額のインセンティブ研究費を確保し、科学研究費補助金の応募・採択に応じて各セグメントに配分する。
- ③ 「社会連携推進機構」が産学官の連携を強化するとともに、「学術研究委員会」と協力して、外部資金の増加に努める。

(2) 収入を伴う事業の実施に関する具体的方策など

- ① 施設の有効利用等による増収策を検討する。
- ② 「総合科学研究支援センター」を中心に、地域社会と連携した研究を推進し、学内の人的・物的・知的資源を有効に活用する。
- ③ 業務・経営内容を分析した指標に基づき、設定目標の達成に努める。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

(1) 管理的経費の抑制に関する具体的方策など

- ① 事務系職員の人件費削減計画に基づき、引き続き事務組織の改編及び業務の改善・合理化を推進し、経費の抑制を図る。
- ② ペーパーレス化、廃棄物の減量化及びリサイクルについて更に徹底する。
- ③ 大学構成員の省エネルギーに対する意識を高め、省エネルギーの徹底を図る。また、電気量の節減成果に対するインセンティブを付与するとともに、エアコンの年次更新計画に基づき、計画的に整備する。

(2) 人件費に関する具体的方策

教職員の定員削減計画に基づき、概ね1%の人件費の削減を継続する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策など

余裕金（寄附金及び寄附金以外）を資金運用計画に基づき、引き続き有効に運用する。

Ⅳ 社会への説明責任に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

(1) 自己点検・評価の改善に関する具体的方策

- ① 大学評価・学位授与機構が構築した大学情報データベースの内容を踏まえ、本学ウェブサイトに掲載している「愛媛大学統計情報」を見直す。
- ② 「国立大学法人愛媛大学の研究費等の運営及び管理に関する基本方針」及び「国立大学法人愛媛大学における研究費等の不正使用防止規程」の周知を図るとともに、不正使用防止計画を策定する。

(2) 評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策など

- ① 諸活動の改善のフィードバックシステムを活用し、認証評価機関からの改善を要する事項の指摘について、担当理事を中心として教育研究活動の改善に取り組む。
- ② 学長直属のタスクフォースとして設置した室等の役割分担を明確にし、その組織の在り方を見直す。
- ③ 「教員の総合的業績評価」の評価結果に基づくインセンティブを活用し、教育研究等の活動の活性化を図る。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

(1) 大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策など

- ① ホームページのトップコンテンツの充実と情報の速報化を図るとともに、各学部レベルのホームページの充実を図る。
- ② 受験生向け広報誌の充実を図る。
- ③ メディア・ミックスの充実を図る。
- ④ アンケート調査の分析に基づき、愛媛大学紹介DVDの充実を図る。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

(1) 施設等の整備に関する具体的方策

- ① 「第2次国立大学等施設緊急整備5か年計画」の推進に努める。
- ② グランドデザインに基づき教育研究環境の改善を図る。
- ③ 施設マネジメント委員会による整備計画の検討結果に基づき、学生宿舍の改善整備を推進する。
- ④ エネルギー管理標準の再検証を行うとともに、省エネルギー活動を効果的に推進し、施設整備計画においても、引き続き環境負荷の低減及び省エネルギー対策に努める。
- ⑤ 環境配慮促進法に基づく環境報告書を作成する。

(2) 施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策など

- ① 施設マネジメント委員会において、施設有効活用方針及び施設有効活用整備計画を再検証するとともに、計画的に既存施設の有効活用を図るため、既存施設の再構築を推進する。
- ② 定期点検報告書（建築基準法12条）に基づき作成した改善年次計画の再検証を行い、計画的に改善整備を実施する。
- ③ キャンパスライフ支援施設（課外活動施設、屋内外体育施設、屋外環境等）の改善計画を再検証するとともに、計画的に改善整備を実施する。
- ④ 構内トイレの環境改善を目指し、年次計画に基づく施設整備を推進する。

2 職場環境・修学環境に関する目標を達成するための措置

(1) 労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策

- ① 衛生管理者等の有資格者を着実に増加させるとともに、有資格者については、講習会等へ参加を通して資質向上を図る。
- ② 採用時及び就業時に安全衛生に関する特別教育を実施するとともに、職員への安全衛生教育及び啓蒙活動を定期的実施する。
- ③ 各研究室等を定期点検し、安全な作業環境の確保に努める。
- ④ 化学物質管理規程に基づき、各学部等の体制を整備し、化学物質管理システム等の活用を行い、化学物質の適正管理を強化する。

(2) 人権侵害の防止策

「愛媛大学におけるセクシュアル・ハラスメント等の人権侵害の防止等に関する指針」に基づき、教職員の人権侵害の防止に努めるとともに、人権侵害が発生した場合は迅速かつ厳正に対処する。

(3) 学生等の安全確保等に関する具体的方策など

- ① 実験・実習等授業での安全教育を徹底するとともに、サークルリーダー研修等を通じて課外活動における安全教育を実施する。
- ② 野外活動における安全マニュアルを作成する。
- ③ 入学時歓迎行事、共通教育の初年次科目、教養コア科目（こころと健康）において、精神衛生、生活習慣病等に関する啓発活動を効果的に行う。
- ④ 講義棟、学生寮等での防火・防災・避難訓練を実施する。
- ⑤ 法令に基づいた施設点検を実施し、学生等の安全を確保する。

(4) 附属学校の安全管理体制に関する具体的方策

- ① 教職員に対する安全管理研修を継続する。
- ② 年間計画に沿って各附属校園間の連携を取りながら、安全教育の充実に努める。
- ③ 学校評議員会・外部評価委員会の意見を踏まえ、学校安全委員会を中心に日常の安全点検を充実させる。
- ④ 幼児・児童・生徒の安全確保等のため、警察や消防署や地域・保護者との連携体制を強化する。

VI 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

38億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として
借り入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

附属病院の基幹・環境整備及び病院特別医療機械設備整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学病院の敷地及び建物について、担保に供する。

IX 剰余金の使途

○ 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1. 施設・整備に関する計画

施設・設備に関する計画

(単位 百万円)

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財 源
・(城北)耐震対策事業(繰越) ・(樽味)耐震対策事業(繰越) ・(医病)基幹・環境整備 ・病院特別医療機械整備 ・小規模改修	総額 3,556	施設整備費補助金 (2,238) 長期借入金 (1,318)

(注1)金額については見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2. 人事に関する計画

基本事項

未来に向けての多様な発展と運営の基盤強化等を目指し、大学機能の高度な展開を図るため、愛媛大学を構成する人材を人財ととらえ、その能力を最大限発揮できる効果的な人事システムの構築を図る。

1. 教員人事

全学的な観点から教育重点、研究重点等の役割分担を適切かつ弾力的に行う。

さらに、教員の総合的業績評価を実施して、人事の適正化と点検評価を厳正に行い、この評価に基づき給与等の待遇措置を含めて行う。

また、教員の流動化、教育研究を活性化するための任期制について拡充を図る。

2. 事務系職員

組織と職員の双方の専門化を基本に、法人経営と教育研究支援、学生支援の充実を図る。

そのため、組織の不断の見直し、人事制度の改革等を実施する。

(参考1) 平成20年度の常勤職員数 1,985 人

また、任期付職員数の見込みを60人とする。

(参考2) 平成20年度の人件費総額見込み 17,867 百万円 (退職手当は除く。)

1. 予算

平成20年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	13,864
施設整備費補助金	2,238
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	425
国立大学財務・経営センター施設費交付金	0
自己収入	16,700
授業料、入学金及び検定料収入	5,539
附属病院収入	11,051
財産処分収入	0
雑収入	110
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	1,645
引当金取崩	0
長期借入金収入	1,318
貸付回収金	0
承継剰余金	0
旧法人承継積立金	0
目的積立金取崩	1,072
計	37,261
支出	
業務費	27,060
教育研究経費	16,775
診療経費	10,285
一般管理費	2,716
施設整備費	3,556
船舶建造費	0
補助金等	425
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	1,645
貸付金	0
長期借入金償還金	1,888
国立大学財務・経営センター施設費納付金	0
計	37,290

「運営費交付金」のうち、平成20年度当初予算額13,807百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額57百万円

「施設整備費補助金」のうち、平成20年度当初予算額97百万円、前年度よりの繰越額2,141百万円

〔人件費の見積り〕

期間中総額 17,867百万円を支出する(退職手当は除く)。

(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額 13,920百万円)

注)「産学連携等研究収入及び寄附金等収入等」のうち、前年度よりの繰越額からの使用見込額69百万円

2. 収支計画

平成20年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	32,796
経常費用	32,796
業務費	28,765
教育研究経費	3,345
診療経費	5,538
受託研究経費等	645
役員人件費	143
教員人件費	11,624
職員人件費	7,470
一般管理費	1,760
財務費用	386
雑損	0
減価償却費	1,885
臨時損失	0
収入の部	33,154
経常収益	33,154
運営費交付金	13,386
授業料収益	4,697
入学金収益	689
検定料収益	153
附属病院収益	11,051
受託研究等収益	645
補助金等収益	413
寄附金収益	707
財務収益	52
雑益	648
資産見返運営費交付金等戻入	301
資産見返補助金等戻入	12
資産見返寄附金戻入	242
資産見返物品受贈額戻入	159
臨時利益	0
純利益	358
目的積立金取崩益	535
総利益	893

3. 資金計画

平成20年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	39,853
業務活動による支出	30,522
投資活動による支出	4,867
財務活動による支出	1,900
翌年度への繰越金	2,563
資金収入	39,853
業務活動による収入	32,577
運営費交付金による収入	13,807
授業料・入学金及び検定料による収入	5,539
附属病院収入	11,051
受託研究等収入	645
補助金等収入	425
寄附金収入	804
その他の収入	306
投資活動による収入	2,290
施設費による収入	2,238
その他の収入	52
財務活動による収入	1,318
前年度よりの繰越金	3,669

法 文 学 部	総合政策学科	1, 460人
	【うち昼間主コース	1, 050人】
	【うち夜間主コース	410人】
	人 文 学 科	660人
	【うち昼間主コース	460人】
	【うち夜間主コース	200人】
教 育 学 部	学校教育教員養成課程	400人
	特別支援教育教員養成課程	20人
	総合人間形成課程	60人
	スポーツ健康科学課程	20人
	芸術文化課程	110人
	障害児教育教員養成課程（※）	60人
	生活健康課程（※）	120人
	情報文化課程（※）	90人
理 学 部	数 学 科	200人
	物 理 学 科	200人
	化 学 科	208人
	生 物 学 科	172人
	地 球 科 学 科	120人
医 学 部	医 学 科	560人
	看 護 学 科	260人
工 学 部	機 械 工 学 科	360人
	電 気 電 子 工 学 科	320人
	環 境 建 設 工 学 科	360人
	機 能 材 料 工 学 科	280人
	応 用 化 学 科	360人
	情 報 工 学 科	320人
	学科共通（3年次編入）	20人
農 学 部	生物資源学科	700人
法文学研究科	綜 合 法 政 策	【修士課程】 30人
	人 文 科 学	【修士課程】 20人

教育学研究科	学 校 教 育	【修士課程】	10人
	特別支援教育	【修士課程】	16人
	教 科 教 育	【修士課程】	60人
	学校臨床心理	【修士課程】	18人
医学系研究科	医 学	【博士課程】	90人
	形態系	【博士課程】(※)	10人
	機能系	【博士課程】(※)	12人
	生態系	【博士課程】(※)	8人
	看護学	【修士課程】	32人
理工学研究科	生産環境工学	【修士課程】	120人
	物質生命工学	【修士課程】	114人
	電子情報工学	【修士課程】	114人
	数理物質科学	【修士課程】	80人
	環境機能科学	【修士課程】	52人
	生産環境工学	【博士課程】	18人
	物質生命工学	【博士課程】	15人
	電子情報工学	【博士課程】	12人
	数理物質科学	【博士課程】	12人
	環境機能科学	【博士課程】	12人
農学研究科	生物資源学	【修士課程】	144人
連合農学研究科	生物資源生産学	【博士課程】	27人
	生物資源利用学	【博士課程】	12人
	生物環境保全学	【博士課程】	12人
教育学部附属小学校			720人
		学級数	18クラス
教育学部附属中学校			480人
		学級数	12クラス
教育学部附属特別支援学校			60人
		学級数	9クラス
教育学部附属幼稚園			160人
		学級数	5クラス
愛媛大学附属高等学校			120人
		学級数	3クラス
農学部附属農業高等学校 (※)			240人
		学級数	8クラス

※の学科及び専攻については、募集停止

年度計画(予算、収支計画)における収支又は損益の不均衡について

1. 予算計画における収支不均衡について

不均衡理由

予算計画における収支不均衡については、17年度決算における剰余金繰越承認対象外の、主に附属病院固定資産の減価償却費相当の現金を財源として執行することにより、当該年度の支出超過となるものである。

収支差額(その他)

△ 29 百万円

2. 収支計画における損益不均衡について

不均衡理由

収支計画における損益不均衡については、附属病院等における償却資産の減価償却費見合いの現金による費用支出増及び資産計上見込額、附属病院借入金の元金償還分見込額並びに資金運用による有価証券利息の収益増によるものである。
以下、詳細については別表のとおりである。

単位:百万円

損 益 差 額 事 項	損 益 差 額
附属病院資産の減価償却費見込額	△ 1,163
間接経費等を財源として購入した資産の減価償却費見込額	△ 8
附属病院資産の資産計上見込額	527
附属病院借入金に関わる元金償還見込額	1,514
資金運用による有価証券利息等見込額	52
減価償却費見合いの現金による費用支出見込額	△ 29
計	893